

事 務 連 絡

平成 23 年 2 月 14 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

専務理事 大 森 伸 男

**ノルウェーのホーペン島におけるホッキョクギツネの
狂犬病発生に伴う犬等の輸入検疫の取扱いについて**

このことについて、平成23年2月8日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長から、別添写しのとおり通知があったので、ご了知の上、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、ノルウェーはこれまで狂犬病の発生がない国として、犬等の輸出入検疫規則の規定に基づき、農林水産大臣が指定する地域（指定地域）とされていましたが、平成23年1月4日にノルウェーのホーペン（Hopen）島においてホッキョクギツネの狂犬病発生があったことがO I Eに報告され、同国への確認を受け、ノルウェーのうち、スヴァールバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にあるノルウェーの属領については、2月4日以降、指定地域外として扱うこととし、動物検疫所へ連絡したことについて情報提供されたものです。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 長野

TEL 03-3475-1601

事 務 連 絡

平成 2 3 年 2 月 8 日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課
国 際 衛 生 対 策 室 長

ノルウェーにおける狂犬病の発生に伴う犬等の輸入検疫の取扱いについて

ノルウェーは、これまで狂犬病の発生がない国として、「犬等の輸出入検疫規則第四条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件（平成十七年農林水産省告示第994号）」に基づき、農林水産大臣が指定する地域（指定地域）とされてきました。

しかしながら、2011年1月4日にノルウェーのホーペン（Hopen）島においてホックギツネの狂犬病発生があったことがOIEに報告されました。このため、同国からの犬等の輸入について監視するとともに、詳細な情報を確認していたところ、今般、同国から回答があり、当該発生地域からの犬等については、必要な検疫措置がとられていることがわかりました。これを受け、ノルウェーのうち、スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にあるノルウェーの属領については、2月4日以降、指定地域外として扱うこととし、動物検疫所へ連絡したのでお知らせします。

なお、告示については、追って改正することとしています。

